

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分129(1)を次のように改める。

(1) 体外型

① 成人用	3,210,000円
② 小児用	
ア 血液ポンプ	5,170,000円
イ 心尖部 <sup>せん</sup> 脱血用カニキュール	764,000円
ウ 心房脱血用カニキュール	708,000円
エ 動脈送血用カニキュール	712,000円
オ アクセサリーセット	342,000円
カ ドライビングチューブ	82,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

キ カニューレコネクティングセット 152,000円  
 ク カニューレエクスパンションセット 152,000円

別表Ⅸ区分⑤の表117(4)②の項の次に次のように加える。

129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 ア 血液ポンプ (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年8月1日から 平成28年3月31日まで	5,170,000円
129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 イ 心尖部 <sup>せん</sup> 脱血用カニューレ (承認番号) 22700BZX00179000	平成27年8月1日から 平成28年3月31日まで	764,000円
129 補助人工心臓セット	平成27年8月1日から	708,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>(1) 体外型 ② 小児用 ウ 心房脱血用カニューレ (承認番号) 22700BZX00179000</p>	<p>平成28年3月31日まで</p>	
<p>129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 エ 動脈送血用カニューレ (承認番号) 22700BZX00179000</p>	<p>平成27年8月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>712,000円</p>
<p>129 補助人工心臓セット (1) 体外型 ② 小児用 オ アクセサリーセット (承認番号)</p>	<p>平成27年8月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>342,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

22700BZX00179000		
<p>129 補助人工心臓セット</p> <p>(1) 体外型</p> <p>(2) 小児用</p> <p>カ ドライビングチューブ</p> <p>(承認番号)</p> <p>22700BZX00179000</p>	<p>平成27年 8 月 1 日から</p> <p>平成28年 3 月31日まで</p>	82,000円
<p>129 補助人工心臓セット</p> <p>(1) 体外型</p> <p>(2) 小児用</p> <p>キ カニューレコネクティングセット</p> <p>(承認番号)</p> <p>22700BZX00179000</p>	<p>平成27年 8 月 1 日から</p> <p>平成28年 3 月31日まで</p>	152,000円
<p>129 補助人工心臓セット</p> <p>(1) 体外型</p> <p>(2) 小児用</p>	<p>平成27年 8 月 1 日から</p> <p>平成28年 3 月31日まで</p>	152,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

ク カニューレエクステンションセット (承認番号)	22700BZX00179000		
------------------------------	------------------	--	--